神奈川県県税条例施行規則(昭和 45 年神奈川県規則第 43 号)新旧対照表

第1条~第6条 (略)

(徴収金の納付又は納入)

第7条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、 自動車税の環境性能割は、納税者が電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の 規定による申告書の提出を行う場合(当該電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条若しくは第13条の規定による登録の申請を行い、又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受ける場合に限る。)には、地方税共同機構から得た納付情報により納付するものとする。

新

7・8 (略)

第7条の2~第34条 (略)

旧

第1条~第6条 (略)

(徴収金の納付又は納入)

第7条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、 自動車税の環境性能割は、納税者が電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の 規定による申告書の提出を行う場合(当該電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条若しくは第13条の規定による登録の申請を行い、又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入 受ける場合に限る。)には、地方税共同機構から得た納付情報により納付するものとする。

7 · 8 (略)

第7条の2~第34条 (略)